

■福知山市営住宅つづじが丘団地ほか建替事業 実施方針に関する質問に対する回答

No	該当箇所								質問内容	質疑回答	
	頁	第	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)			項目
1	1	1	1	(4)					事業の目的	余剰地は「民間の住宅等を立地させる」とありますが、他の住宅関連事業以外の事業提案でもよろしいでしょうか。	余剰地は住宅地として計画してください。なお、住宅地としての計画の一環として、余剰地の一部に住宅以外の用途の施設（利便施設等）を整備することを妨げるものではありません。
2	1	1	1	(5)	イ	(ア)			調査に関する業務	文中に、「調査に関する業務（測量調査、地質調査、周辺家屋調査、電波障害調査、PCB含有調査、アスベスト含有材などの使用状況調査等）」とありますが、調査の結果 PCB、アスベスト使用材料等が検出・発見された場合その除去等にかかる費用は、提案費用とは別に市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は、入札説明書等でお示しします。
3	1	1	1	(5)	イ	(ア)			調査に関する業務	・地積測量図、地盤調査報告書、地中障害、土壌汚染の可能性資料等（過去の年度別航空写真または 過去の建築物の情報）はいただけますでしょうか。 ・既存住宅や宅地造成の図面、各種許可証などの写しはいただけますでしょうか。	入札公告時に関連資料の公表を予定しています。
4	1	1	1	(5)					事業の概要	事業の概要について、事業者への負担やリスクが大きすぎるため、また、地元業者の参画機会を増やすため、下記の通り今後検討いたします。 (1) 事業区分を以下の3工区に分けて、各工区を3つのPFI事業者がそれぞれ取組み、事業者の負担やリスクを減らし地元業者が幅広く入札参画できるよう発注していただけないでしょうか。 1工区：本体工事（50戸）、造成工事、解体工事 2工区：本体工事（50戸） 3工区：本体工事（50戸）	事業範囲については、実施方針記載のとおりとします。
5	1	1							特定事業の選定に関する事項	現在の市営・府営住宅入居状況の詳細（どこが空き家でどこが入居中か？）をご教示ください。また、新築移転までの仮移転先は現在空き家（府営・市営住宅）の部屋に移転して頂くのか、または民間の貸家住宅を斡旋するのか、どちらでしょうか？	前段については、入札説明書等でお示しします。後段については、仮移転は発生しないことを前提としています。
6	2	1	1	(5)	イ	(ウ)			必要な許認可及び建築確認等の手続	PFI事業者が必要な許認可の手続きを行うと記載がありますが、自治体が許認可を下したのちにPFI事業者が建築確認申請を行う流れで進めることはできないでしょうか？	実施方針記載の通り、PFI事業者が必要な許認可の手続きを行います。
7	2	1	1	(5)	イ	(キ)			モデルルームの設置に関する業務	モデルルームの設置に関する業務がありますが、住戸タイプ別に必要と考えて宜しいでしょうか。	詳細は、入札説明書等でお示しします。
8	2	1	1	(5)	イ	(キ)			モデルルームの設置に関する業務	・モデルルームの設置に関する業務について具体的な業務内容は後日開示されるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
9	2	1	1	(5)	イ	(ク)			設計・建設住宅性能評価の取得に関する業務	住宅性能基準等級は、要求水準書で示されると解して宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
10	2	1	1	(5)	イ	(ス)			地元説明等近隣対策業務	「地元説明等近隣対策業務」とありますが、具体的には工事着手前の近隣説会及び戸別訪問説明と理解してよろしいでしょうか。	詳細は、入札説明書等でお示しします。
11	2	1	1	(5)	イ	(ス)			地元説明等近隣対策業務	PFI事業者が地元説明会等近隣対策業務を行うと記載がありますが、自治体主導で進めて頂くことはできないでしょうか。また、本事業について、近隣や既存住宅の現入居者への説明は行われているのでしょうか。近隣からの要望や意見などがあれば開示いただけますでしょうか。	地元説明等近隣対策業務はPFI事業者に実施していただきます。同業務の詳細は入札説明書等でお示しします。既存住宅の入居者への説明会やアンケートは実施済みです。
12	2	1	1	(5)	イ	(チ)			1年及び2年点検の実施	1年及び2年点検の実施は、事業者の判断に於いて実施すると考えて宜しいでしょうか。又、特定建築物の定期点検は3年毎に実施するようになりますが、本事業とは別途と考えて宜しいでしょうか。	前段については、入札説明書等でお示しします。後段については、例示の業務を実施して頂く必要はありません。
13	2	1	1	(5)	ウ	(ウ)	c		住戸割り当て及び入居者決定の支援業務	文中に、「住戸割り当て及び入居者決定の支援業務」とありますが、具体的にどのような業務でしょうか。	詳細は、入札説明書等でお示しします。
14	2	1	1	(5)	ウ	(ウ)	d		入居手続き支援業務	文中に、「入居手続き支援業務」とありますが、具体的にどのような業務でしょうか。	詳細は、入札説明書等でお示しします。
15	2	1	1	(5)	ウ	(ウ)	f		本移転日調整等業務	文中に、「本移転調整等業務」とありますが、引越しの混雑を避けるための日程調整との理解でよろしいでしょうか。	詳細は、入札説明書等でお示しします。
16	2	1	1	(5)	ウ	(ウ)	g		市が行う本移転料等支払いに係る支援業務	文中に、「市が行う本移転料等支払いに係る支援業務」とありますが、具体的にどのような業務でしょうか。	詳細は、入札説明書等でお示しします。
17	2	1	1	(5)	ウ	(ウ)	h		他の住宅への住替希望者及び退去者支援業務	文中に、「他の住宅への住替希望者及び退去者支援業務」とありますが、具体的にどのような業務でしょうか。	詳細は、入札説明書等でお示しします。
18	2	1	1	(5)	ウ	(ア)			移転計画策定業務	・移転はあくまで計画地内の既存建物利用でしょうか。また敷地外も想定されておりますでしょうか。	本事業における入居者移転支援業務は、本移転支援業務を中心（住宅替えもしくは退去する入居者を含む）とするもので、仮移転は発生しないことを前提としています。
19	2	1	1	(5)	ウ	(イ)			入居者に対する移転相談業務	文中に、「入居者に対する移転相談業務」とありますが、具体的にどのような支援を行うのでしょうか。	詳細は、入札説明書等でお示しします。

■福知山市営住宅つづじが丘団地ほか建替事業 実施方針に関する質問に対する回答

No	該当箇所									質問内容	質疑回答
	頁	第	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)	項目		
20	2	1	1	(5)	ウ	(イ)			入居者に対する移転相談対応業務	・具体的な業務内容は後日開示されるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
21	2	1	1	(5)	ウ	(ウ)			本移転支援業務	・「・・・支援業務」と記載されているのは、市が主に行う業務という解釈でよろしいでしょうか。 またその場合、具体的な業務内容は後日開示されるとの認識でよろしいでしょうか。 ・PFI事業者と市が行う業務区分を明確にさせていただきますでしょうか。	本移転支援業務はPFI事業者が主体となって実施していただきます。詳細は、入札説明書等でお示しします。
22	2	1	1	(5)	ウ				入居者移転支援業務	PFI事業者が既存住宅の現入居者の移転計画策定業務や入居者に対する移転相談対応業務等を行うと記載されていますが、現入居者の移転業務の補佐（転居先が決まった対象者の移動作業のみPFI事業者が支援する）とし、転居先が決まるまでの移転計画策定、相談対応業務その他の業務は自治体の業務としてもらうことはできないのでしょうか？	転居先が決まるまでの移転計画策定や相談対応業務もPFI事業者を実施していただくことを想定します。詳細は、入札説明書等でお示しします。
23	2	1	1	(5)	ウ				入居者移転支援業務	入居手続き支援業務・引越し支援業務・本移転日調整業務の3項目に事業者が請負う業務を絞る事は可能でしょうか？また、支援の細かな範囲を教えてください。	入居者移転支援業務の主な内容は実施方針記載のとおりです。詳細は、入札説明書等でお示しします。
24	2	1	1	(5)	エ				余剰地活用業務（付帯事業）	PFI事業者が市から余剰地を取得すると記載がありますが、本事業と余剰地の取得、整備事業を切り離すことは出来ないのでしょうか。	事業範囲については、実施方針記載のとおりとします。
25	2	1	1	(5)	エ				余剰地活用業務（付帯事業）	既存施設の解体撤去時期や、余剰地への着手、分譲業務等の時期・内容はPFI事業者の提案でよろしいでしょうか。	お示しの各時期については提案によることを想定していますが、市は、提案内容に沿った早期の余剰地活用を期待しています。
26	3	1	1	(7)	ア				PFI事業者の収入	設計に関する業務以外の費用は、毎年度1回支払われるが、設計に関する業務の費用支払い時期はいつになるのでしょうか？また、工事費の支払いが大きいので、半期に1度の支払いにはならないでしょうか。	設計に関する業務の費用は事業完了後に一括で支払うことを想定しています。設計に関する業務以外の市営住宅等整備業務に要する費用の支払い時期は毎年度1回とします。
27	3	1	1	(7)	イ	(イ)			PFI事業者の負担	文中に「入居者移転支援業務本事業に要する費用を、ア(イ)の市からの支払いがあるまでの間、負担する。」とありますがこの負担に本移転者、住替希望者、退去希望者に支払う移転料等も含まれるのでしょうか。	ご理解の通りです。詳細は、入札説明書等でお示しします。
28	3	1	1	(7)					PFI事業者の収入及び負担	移転支援業務の費用は、令和4年以降、実績に応じた額を支払うとのことですが、毎年度ごとに年度末に出来高をお支払いいただけるとの理解で良いのでしょうか？それとも移転業務が全体で2回あると推察しますが、完了時毎に実績に応じた金額をお支払いいただけるとの理解で良いのでしょうか？	詳細は、入札説明書等でお示しします。
29	3	1	1	(7)					PFI事業者の収入及び負担	市営住宅等整備費用について毎年度1回、各年度末の出来高の10分の9以内の額を支払うとありますが、具体的な手続きと支払い時期について、ご教示願います。	詳細は、入札説明書等でお示しします。
30	3	1	1	(8)					事業期間及び事業実施スケジュール	余剰地の活用が令和8年～令和9年度となっているが、宅地分譲をする場合、6年後のマーケット状況及び、土地売価の設定が分からないので、前倒して余剰地の売却及び活用は出来ないか。	余剰地の活用が可能となるのは、2期建替住宅等が供用開始され、既存住宅等の解体等が完了した後となります。その前提を踏まえ、事業者提案により余剰地活用の時期を前倒することは可能です。
31	3	1	1	(8)					事業期間及び事業実施スケジュール	・全体の事業期間において期中内での事業効率による解体時期の変更は可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
32	5	1	1	(9)	イ				京都府の条例等	都市計画法29条の記載がないが、京都府開発許可は要らない解釈で宜しいでしょうか？また、その場合、調整池及び大谷池までの調整池及び流路工の計画は事業者サイドで検討の必要はないのでしょうか。	詳細は、入札説明書等でお示しします。
33	7	2	3	(1)					入札公告、入札説明書等の講評	・入札公告時に予定価格を公表すると記載がありますが上限金額の公表との解釈でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
34	7	2							民間事業者の募集及び選定に関する事項	契約形態が詳細不明です。貴市との事業契約書のみとなりますでしょうか？余剰地の売買契約や移転支援業務、工事監理契約は事業契約に含まれますでしょうか？	市とPFI事業者は事業契約書のみを締結することを想定しています。詳細は、入札説明書等でお示しします。
35	10	2	4	(2)	イ	(イ)	g		建設企業	監理技術者を専任かつ常駐配置しなければならない期間はいつからいつまでですか。	代表企業の監理技術者は全工事期間中。各構成員の監理技術者については受け持ち工事期間中とします。
36	10	2	4	(2)	イ	(イ)	a	(d)	建設企業	「構成員ごとに監理技術者を専任かつ常駐で配置し、代表企業の監理技術者が統括監理技術者として市との窓口役となるとともに、その他の構成員の監理技術者を統括すること。」ありますが、その他構成員は監理技術者の代わりに専任の主任技術者を配置し、代表構成員が監理技術者と現場代理人を配置して市との窓口役となり、その他の構成員の主任技術者を統括することは可能ですか。	代表企業以外の構成員も監理技術者を配置する必要があります。
37	10	2	4	(2)	イ	(イ)	a	(d)	建設企業	P.10(イ)建設企業aにおいて、乙種JV(分担施工方式)を組成する場合は、(d)の要件のみを満たし(a)～(c)は満たさなくてもよろしいか。	ご理解の通りです。
38	10	2	4	(2)	イ	(イ)	a		建設企業	乙種JV(分担施工方式)で、代表構成員が建築工事、その他構成員が土木工事を担当するする場合、代表構成員が建築の監理技術者、その他構成員が土木の監理技術者をそれぞれ配置すればよいのですか。	ご理解の通りです。

No	該当箇所								質問内容	質疑回答	
	頁	第	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)			項目
39	11	2	4	(2)	イ	(イ)	g		建設企業	gの要件における監理技術者を3名まで申請可能とあるのは、代表構成員の監理技術者を3名まで可ということで理解すればよろしいか。それとも建設企業全体の技術者の数でしょうか。また、申請後に技術者の変更又は追加は可能ですか。	前段については、gの要件における監理技術者は、代表構成員の資格要件となります。後段については、監理技術者の変更又は追加も可能です。
40	12	2	4	(2)	イ	(ウ)	d		工事監理企業	工事監理企業の一級建築士である工事監理者を専任で配置できることとありますが、常駐では無いと考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
41	12	2	4	(3)	ア				入札保証金	・事業想定額が高額となるため、多くのPFI事業では、事業契約時の契約保証金のみ求められることが多いと考えますが、入札保証金も対応必須とお考えでしょうか。またその場合は福知山市財務規則通り予定価格の100分の5以上の入札保証金を、入札前（提案書提出前）に納めるという解釈でしょうか。また優先交渉権を獲得できなかった場合は、それまでの期間の発生金利も還付されるとの解釈でよろしいでしょうか。	入札保証金については、実施方針記載のとおりとします。詳細は、入札説明書等でお示します。
42	13	2	5						落札者の選定	・契約保証金等の詳細と支払いの時期については、改めて公表されると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
43	16	4	1						立地に関する事項	表中に、3つの団地が表記してありますが、解体工事の設計に既存住宅の図面が必要なため、構造・規模毎の図面はご提示して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。また、整備計画の作成に必要な既存住宅の入居状況は、居住住戸の配置も含めて、入札公告時にご提示して頂けるのでしょうか。	ご理解の通りです。
44	16	4							公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	現状の敷地測量図、高低差がわかる資料、ボーリングデータ、現存擁壁図を拝見できますでしょうか？	入札公告時に関連資料の公表を予定しています。
45	16	4							公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	開発許可における建築制限等に関して、完了公告までの建築制限が規定されています。ただし、都計法第37条に基づく建築制限解除を採用するに当たっては、承認基準を満足しなければならないと規定されています。当該開発区域内において発生するすべての開発行為において、この承認基準を満足できると考えてよろしいでしょうか？	事業者の提案内容に基づくことに加え、許可権者との協議によるものと考えます。
46	17	4	3	(1)					事業区域	・まちづくり用地の業務内容の詳細は後日開示されるとの認識でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
47	17	4	3	(1)					事業区域	・市営住宅向野団地について解体撤去の上、整地とありますが、業務内容の詳細は後日開示されるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
48	17	4	3	(2)	ア				ミクストコミュニティ	地域のミクストコミュニティの実現に努めるとありますが、すべての世代が集える使いやすい集会所建設の理解で宜しいでしょうか。	詳細は、入札説明書等でお示します。なお、ミクストコミュニティの実現に向けては、事業者の積極的な提案を期待しています。
49	17	4	3	(2)	ウ				周辺環境	北側に位置する戸建て住宅に対する圧迫感の低減に努めるとあるが、現状地元住民に対する説明会は福知山市からは、どの程度行われてどの様な反応があるのでしょうか。	地元住民に対する説明会は実施しておりません。
50	17	4	3	(2)					施設計画	・ミクストコミュニティを図る拠点について、主に周辺地域に対する交流の場を想定されていますが、近隣に限らず外部から人を集めるようなアイデアは求めていますでしょうか。 ・また、交流が生まれることによるプライバシーに関し、現状のお考えがあればご教示下さい。	詳細は、入札説明書等でお示します。なお、ミクストコミュニティの実現に向けては、事業者の積極的な提案を期待しています。
51	18	4	4	(1)	ア				住戸数	住戸タイプはDKと表記されていますが、不動産公正取引協議会で承認された1部屋=4.5畳以上、2部屋=6畳以上を基本として宜しいでしょうか？又、LDK（1部屋=8畳以上、2部屋=10畳以上）とする事は可能でしょうか？	詳細は、入札説明書等でお示します。
52	18	4	4	(1)	ア				住戸数	住戸内のPSは面積に含めるとありますが、共用廊下側から利用するMBは面積に含めて宜しいでしょうか。	含めないものとします。
53	18	4	4	(1)	ア				住戸数	屋外物置は（共用廊下から利用するもの）と記載がありますが、各住戸に共用廊下から利用する物置が必要という事でしょうか。面積等をご指示ください。尚、屋外に別棟として物置を配置する事は出来ないと考えて宜しいでしょうか。	詳細は、入札説明書等でお示します。
54	18	4	4	(2)	イ				駐車場	住棟毎に整備戸数分（100%）の入居者用駐車場区画とありますが、整備戸数分以上駐車スペースをとれる場合民間提案で増やすことは可能でしょうか。	可能です。
55	19	4	4	(2)	ウ				自転車置場	コンクリート造の外壁とするなど、堅牢な造りとありますが、一般の既製品を流用する事は可能でしょうか。	例示の条件等を満たすことができるのであれば、一般の既製品を流用する事は差し支えありません。
56	19	4	4	(2)	エ				集会所	集会所の整備は、一期工事と考えて宜しいでしょうか。又、屋外利用の目的をお示してください。	前段については、1期に限定するものではありません。詳細は、入札説明書等でお示します。後段については、屋内及び屋外を利用した行事等の開催を目的としています。
57	19	4	4	(2)	エ				集会所	床面積は170㎡程度とありますが、団地全体150戸に対しての集会所と考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りですが、実施方針記載の通り、周辺住民を含めた住民間のコミュニケーションが生まれる場所となることも期待しています。

■福知山市営住宅つつじが丘団地ほか建替事業 実施方針に関する質問に対する回答

No	該当箇所									質問内容	質疑回答	
	頁	第	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)	項目			
58	19	4	4	(2)	オ					ブレイロット	メンテナンス費用負担は自治体側で見えていただけるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
59	19	4	4	(2)	カ					ごみ置場	コンクリート造の外壁とするなど、堅牢な造りとありますが、一般の既製品を流用する事は可能でしょうか。	例示の条件等を満たすことができるのであれば、一般の既製品を流用する事は差し支えありません。
60	19	4	4	(2)	ク					消防水利・消防活動空地	防火水槽の新設は一期工事と考えて宜しいでしょうか。位置等は管轄消防署との協議に拠ると思われますが、一時期であっても防火水槽が無くなる事は避けて考えて宜しいでしょうか。	前段については、1期に限定するものではありません。後段については、ご理解の通りです。
61	20	4	4	(2)	コ					再生可能エネルギーを利用するための設備	文中に、「太陽光発電設備を設けた場合、停電時において、発電した電気を集会所等で有効に利用できるようにする。」とありますが、有効に活用できる時間、容量等は提案者の提案でよろしいでしょうか。または、ご教示いただけるのでしょうか。	京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例を遵守した上での、提案者の提案になるとご理解ください。
62	20	4	5	(1)						余剰地活用に関する事項	特色のある住宅地の計画とする。とあるが、住宅地以外の物販店などの誘致は検討可能でしょうか？また、物販店と住宅地の融合計画は検討可能でしょうか？余剰地の対価については、事前に鑑定金額を公表の上、最低売価の公表をして貰えないでしょうか。	前段については、No1の回答をご参照ください。後段については、参考価格を入札説明書等でお示しします。
63	20	4	5	(1)						余剰地活用に関する事項	余剰地活用について、自ら建築物を建設、土地を所有したまま自己の業務を行うとありますが、民間収益事業者に賃借しても良いとの理解で宜しいでしょうか、またその際の業種の制約をどのようにお考えでしょうか。	余剰地の活用にあたり、PFI事業者が保有する一部の施設を賃借することは不可です。施設の用途については、No1の回答をご参照ください。
64	20	4	5	(1)						余剰地活用に関する事項	・余剰地について、現状で必須と考えている施設（機能）はありますか。 ・また、市が望ましくないと考えている施設（機能）があればご教示下さい。	詳細は、入札説明書等でお示しします。
65	20	4	5	(2)						その他	文中に「余剰地の対価については、売却前に鑑定等を参考に算定した価格に基づいて適正かどうかを審査する。」とありますが、提案時の土地の価格（R3年）とは関係なく、実際売却する時期（R8年）の価格で価格協議を行うと理解してよろしいでしょうか。	余剰地の売却価格については、提案時の土地価格を路線価等の変動に応じて補正した価格と鑑定等を参考とした価格と比較して適正か否かを審査し、適正と判断される場合は、提案時の土地価格を路線価等の変動に応じて補正した価格をもって売却することを想定しています。詳細は、入札説明書等でお示しします。
66	20	4	5							余剰地活用に関する事項	余剰地の対価について、売却前に鑑定等を参考に算定した価格に基づいて適正かどうかを審査するとなっております。売却は令和7年度末頃になると想定しますが、入札提案時の余剰地購入予定価格は総合評価の対象になるのでしょうか？評価対象となるのであれば、鑑定の結果、提案時との価格に乖離が出た場合、どのような対処方法を取られるのでしょうか？また、予定価格公表時に余剰地購入価格の最低価格も公表されますでしょうか？	余剰地の購入価格も総合評価の対象となります。提案価格と鑑定価格に乖離がある場合の扱いは、実施方針記載のとおりとします。詳細は、入札説明書等でお示しします。
67	20	4	5							余剰地活用に関する事項	余剰地の購入費用は、所有権移転時一括支払いと考えてよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
68										用語の定義	「PFI事業者」の定義が2つ記されていますが、最初の「PFI事業者」は「PFI事業」と理解してよろしいでしょうか。	前段の「PFI事業者」は削除します。
69										用語の定義	【事業用地】つつじが丘団地と向野団地が記載してありますが、両団地は直線距離で≒800m離れています。向野団地の事業をご提示ください。	向野団地については、既存住宅等の撤去等を行っていただきます。詳細は、入札説明書等でお示しします。

■福知山市営住宅つつじが丘団地ほか建替事業 その他の質問に対する回答

No	該当箇所	質問内容	質疑回答
	項目		
1	開発について	建替住宅用地及び本敷地北側擁壁を含めた開発許可を福知山市で降ろした上で、事業者が解体・造成・本体工事を請負う形は取れないでしょうか？民間が開発許可を進めるよりスムーズに進むと思われませんが、その様な検討は可能でしょうか。また、開発許可を福知山市が降ろすことが可能な場合、開発工事の見積ができないため、提案費用は別途として、設計変更の対象とすることは可能ですか。	ご提案頂いた内容は、認められません。
2	開発について	開発工事に係る提案について、工事費を現時点で全て想定することが難しいため、事業者が今想定できる範囲で工事費を算出し、開発協議等で変更又は追加があれば設計変更清算の対象としていただけますか。	ご提案頂いた内容は、認められません。

■福知山市営住宅つつじが丘団地ほか建替事業 実施方針等に関する意見

No	該当箇所									意見内容
	頁	第	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)	項目	
1	10	2	4	(2)	イ				入札参加者の参加資格要件（業務別）	設計企業の参加資格要件に市の入札参加資格者であることと記載されています。既に来年度の入札参加資格申請は終了しており、追加申請は受け付けないと契約課より言われております。本件は、通常の指名競争入札や一般競争入札とは異なり、PFI事業という特殊性を鑑み、入札参加申請予定の5月まで追加で資格審査申請を設けて頂きたく要望いたします。
2	10	2	4	(2)	イ	(ア)			設計企業	入札参加資格で設計企業において、市の入札参加有資格者との要件がありますが、他自治体発注案件では、建築士法の規定に基づく一級建築士事務所の登録、同種建物設計実績、管理技術者の配置（3か月以上の雇用関係要）が要件となっております。測量・建設コンサルタント登録要件を見直し頂くか、定期受付以外の参加資格審査を設けて頂くか、見直しを要望致します。